

青森県報

第二千六百七号

平成十八年
三月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更……………	(市)	振興町	課	村	…	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	…	…	…	…	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	…	…	…	…	一
右 同……………	(同)	…	…	…	…	二
生活保護法による指定医療機関の名称及び所在地変更の届出……………	(同)	…	…	…	…	二
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課)	…	…	…	…	二
都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課)	…	…	…	…	二
右 同……………	(同)	…	…	…	…	三
公 告						
都市計画事業の変更認可……………	(都市計画課)	…	…	…	…	三
右 同……………	(同)	…	…	…	…	三
右 同……………	(同)	…	…	…	…	四
教育委員会						
青森県立学校学則の一部を改正する規則……………	(県立学校課)	…	…	…	…	四
青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金賞与条例施行規則の一部を改正する規則……………	(同)	…	…	…	…	五
青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則……………	(同)	…	…	…	…	五

告 示

青森県告示第二百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更を平成十八年三月八日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
エルム歯科小児歯科 国民健康保険百石病院	五所川原市下り枝八長内ビル二F 上北郡百石町字上明堂一の一	平成二〇一六 一六・二六

青森県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	ゆりの木薬局ぬかづか店 ミッドライフクリニック AMC にしかわ整形外科・手の 外科クリニック わせた薬局 エルム歯科小児歯科 国民健康保険おいらせ病 院	所在地又は住所	八戸市大字糠塚字下道七の二七 青森市新町一丁目二の五 弘前市大字早稲田二丁目二の二 弘前市大字早稲田二丁目二の三 五所川原市字下り枝八長内ビル二F 上北郡おいらせ町上明堂一の	指定期月日	平成一八・三・一 一八・三・一 " " " "
--------	---	---------	--	-------	--

青森県告示第二百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業者	名称	名称	所在地	指定期月日
	名称	名称		
有限会社サンライズ	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションあおぞら	五所川原市大字漆川字袖掛一五	平成一八・三・一

青森県告示第二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十

五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	クローバー薬局白石店	上北郡白石町字上明堂九	平成一八・三・一
変更後	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	

青森県告示第二百四十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定期月日
青森県庁診療所	青森市長島一丁目一	平成一七・三・三

青森県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十八年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画道路事業(三・三・二号儀兵平・千歳森線)

三 事業施行期間

平成九年十月十七日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第二百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十八年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業(三・四・三号蛭貝八重田線(奥野))

三 事業施行期間

平成五年十月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成十八年三月三日東北地方整備局告示第四十四号で告示されたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業(三・三・七号中央大通り荒川線)

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

野辺地都市計画事業の変更認可について、平成十八年三月三日東北地方整備局告示第四十五号で告示されたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画事業の種類及び名称
野辺地都市計画道路事業（三・四・四号観音林脇雑吉沢線）
 - 二 施行者の名称
青森県
 - 三 事務所の所在地
青森市長島一丁目の一
 - 四 事業地の所在
1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし
- 都市計画事業の変更認可
- 八戸都市計画事業の変更認可について、平成十八年三月九日東北地方整備局告示第四十九号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。
- 平成十八年三月二十四日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 都市計画事業の種類及び名称
八戸都市計画道路事業（三・四・十二号沼館百石線）
 - 二 施行者の名称
青森県
 - 三 事務所の所在地
青森市長島一丁目の一
 - 四 事業地の所在
1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
変更なし

教 育 委 員 会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一車力分校の項を削り、同表青森県立黒石高等学校の項中

普通科
看護科
英語科

を

普通科
看護科

に改め、同表青森県立八戸北高等学校の項中

普通科
理数科

を

普通科

に改め、同表青森県立五所川原農林高等学校の項中

農業科
林業科
農業土木科
食品化学科
生物工学科
生活科学科

を

生物生産科
林業科
農業土木科
食品化学科
生活科学科

に改め、同表青森県立藤崎園芸高等学校の項中

りんご科	りんご科
農業経済科	

を

りんご科

に改め、同表青森県立三本木農業高等学校の項中

農業科	植物科学科
園芸科	

を

植物科学科

に改め、同表青森県立名久井農業高等学校の項中

農業科	生物生産科
園芸科	園芸科学科
農芸化学科	

を

生物生産科	園芸科学科
-------	-------

に改め、同表青森県立青森工業高等学校の項中

機械科	工業技術科
インテリア科	

を

工業技術科

に改め、同表青森県立弘前工業高等学校の項中

機械科	工業技術科
電気科	
インテリア科	

を

工業技術科

に改め、同表青森県立八戸工業高等学校の項中

機械科	工業技術科
電気科	

を

工業技術科

に改める。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 青森県立黒石高等学校の英語科、青森県立八戸北高等学校の理数科、青森県立五所川原農林高等学校の農業科及び生物工学科、青森県立藤崎園芸高等学校の農業経済科、青森県立三本木農業高等学校の農業科及び園芸科、青森県立名久井農業高等学校の農業科、園芸科及び農芸化学科、青森県立青森工業高等学校定時制の課程の機械科及びインテリア科、青森県立弘前工業高等学校定時制の課程の機械科、電気科及びインテリア科並びに青森県立八戸工業高等学校定時制の課程の機械科及び電気科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、平成十八年三月

三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「修学奨励金」を「校長は、修学奨励金」に、「と」を「と」といふ。）が「に」、「卒業届（第五号様式）に、卒業」を「卒業」に改め、「添えて」を削る。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式(第7号様式) 第3号

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和三十六年三月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭